

特記仕様書

工事名称	老人福祉センター玉泉苑屋根改修工事
適用範囲	本特記仕様書及び設計図書に記載なき工事仕様に関しては、公共建築工事標準仕様書を基準とする。
一般的事項	<p>工事の施工に当たっては、諸法令を遵守するとともに、地元の関係機関に対し、詳細な施行計画を持って請負者が協議し、調整を図るものとする。</p> <p>本工事の施工に当たっては、現場代理人は、主任技術者又は管理技術者と同様、請負者と直接的かつ、恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。</p> <p>工事中の排水については、関係者と十分協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>工事による振動・騒音等により、周辺家屋等へ影響がないよう十分注意し施行しなければならない。</p> <p>請負者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、運搬車両に廃棄物運搬車両であることを表示し、運搬内容が記載された書面を備え付けるものとする。表示内容等については、監督職員の指示に従うものとする。また工事完成時に、運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出するものとする。</p> <p>請負者は、法定福利分の現場作業員及び現場労務者に関する、労働保険成立証明書を提出するものとする。</p> <p>請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結時に提出するものとする。</p>
施工条件事項	<p>請負者は、工事に伴う通行規制については必要最小限とし、十分の調整を行ったうえで、計画を立て、監督職員の承諾を得て所定の手続きを講じること。また、合わせて交通管理図を作成すること。 また、夜間の照明やバリケード等の設置については、施工状況に合わせて十分に管理を行うこと。</p> <p>請負者は、工事の施工にあつて、工事現場の公衆が見やすい場所に標示板を設置しなければならない。標示板は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じて作成するものとし、別紙(別紙-1~3)を参照すること。</p> <p>請負者は、確認済証の交付を受けた建築物及び工作物の工事に着手するときは、工事現場の見やすい位置に、建築基準法による確認済であることを示す標示板を掲示すること。</p> <p>工事着手については、関係地区に配布する工事のお知らせの周知徹底が完了してから行うものとし、地元関係者及び関係機関と十分協議を行い、トラブルのないよう配慮すること。</p> <p>公共施設であることから十分な安全対策を講じること。</p> <p>工事用運搬路は、公衆に供する道路を使用することから、工事用車両の通行には徐行等の安全対策を講じること。</p> <p>工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負者が責任を持って対応し、さらには措置するものとする。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。</p> <p>必要に応じて、井手町高齢福祉課で開催する工程調整会議に現場代理人若しくは監理技術者が出席するものとする。</p>

特記仕様書

工事名称	老人福祉センター玉泉苑屋根改修工事
交通誘導員の明示	<p>交通誘導員については、安全管理について十分検討し関係機関と協議の上適正配置を行うこと。 配置計画については、安全管理図等必要書類を作成の上、工事着手までに監督職員の承諾を得ること。</p> <p>交通誘導員の設計変更について 根拠及び内容が妥当である条件変更については、変更対象とする。したがって、出来高のみの増額変更はしない。</p>

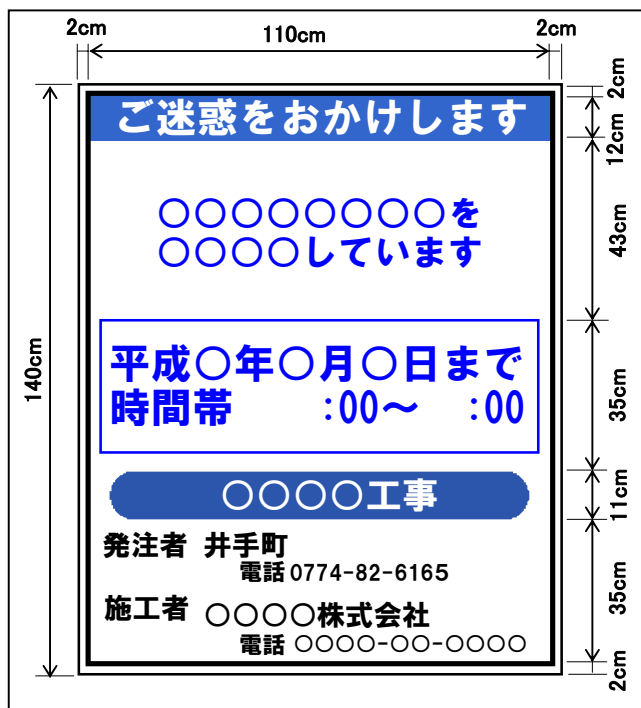
別紙－1
（標示板の設置）

◎（標示板の設置）

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：老人福祉センター玉泉苑屋根改修工事
工事種別：建築工事

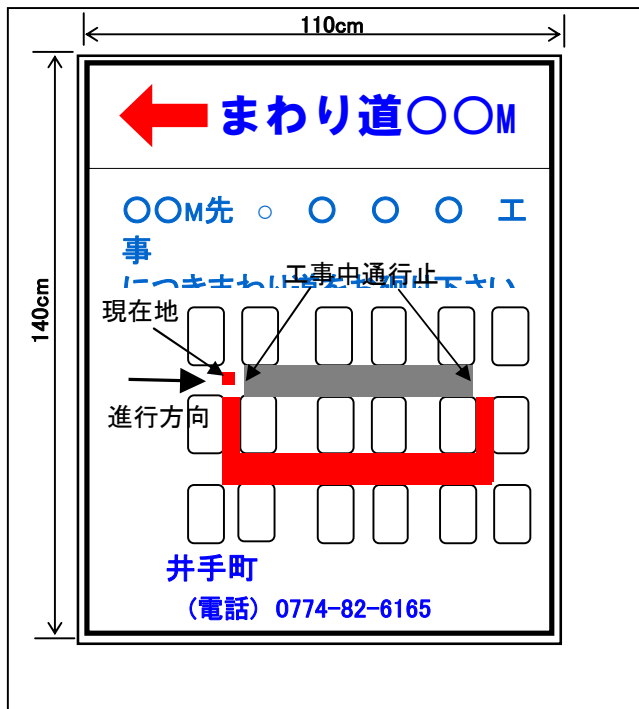
（標示板の記載例）
[工事標示板]



設置位置	・工事区間の起終点に設置する。
	・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜文字とする。
	・「〇〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。
	・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。
	・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
	・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

別紙-2 (必要な場合のみ)

[迂回路標示板]



設置位置	・工事のため迂回路を必要とする場合に、迂回路の入口と迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)に設置するものとする。
	・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	・迂回路を必要とする工事開始から工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
	・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。
	・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

※迂回路標示板については、特にドライバーへの工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

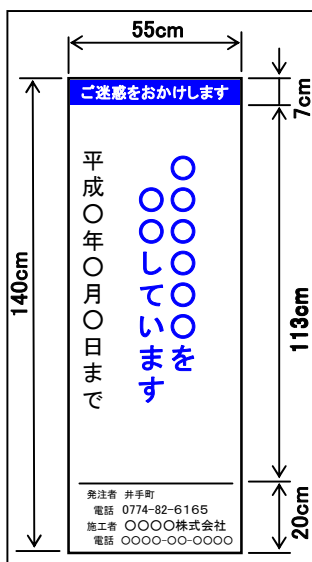
[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇〇〇を〇〇する工事」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報板、工事説明板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

※◎は必須項目であることを示す。